

平成25年3月第18回互理町議会定例会会議録（第6号）

○ 平成25年3月15日第18回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（16名）

1 番	鈴木洋子	2 番	高野孝一
3 番	熊田芳子	4 番	小野一雄
5 番	佐藤正司	6 番	安藤美重子
7 番	百井いと子	8 番	鈴木高行
9 番	鈴木邦昭	11番	四宮規彦
12番	高野進	13番	熊澤勇
14番	佐藤アヤ	16番	鞠子幸則
17番	佐藤實	18番	安細隆之

○ 不応招議員（1名）

10番 渡邊健一

○ 出席議員（16名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 仁 志	企画財政課長	佐 藤 浄
企画財政課 復興管理専門官	山 中 松 樹	用地対策課長	佐々木 人見
税務課長	佐 藤 邦 彦	町民生活課長	鈴木 邦彦
福祉課長	阿 部 清 茂	被災者支援課長	齋 藤 幸 夫
健康推進課長	佐々木 利 久	農林水産課長 農業委員会 事務局長	東 常 太 郎
商工観光課長 兼わたり温泉 鳥の海所長 復興まちづくり 課 長	酒 井 庄 市	都市建設課長	日 下 初 夫
会計管理者 兼会計課長	高 橋 伸 幸	上下水道課長	作 間 行 雄
学務課長	齋 藤 良 一	教育課長	岩 城 敏 夫
代表監査 委 員	遠 藤 敏 夫	生涯学習課長	鈴木 久 子
	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
書記	櫻 井 直 規	兼庶務班長	

議事日程第 6 号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度亙理町一般会計予算
- 日程第 4 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度亙理町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算
- 日程第 6 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度亙理町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度亙理町土地取得特別会計予算
- 日程第 8 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度亙理町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 5 4 号 平成 2 5 年度わたり温泉鳥の海特別会計予算
- 日程第 1 0 議案第 5 5 号 平成 2 5 年度亙理町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 1 1 議案第 5 6 号 平成 2 5 年度亙理町工業用地等造成事業特別会計  
算
- 日程第 1 2 議案第 5 7 号 平成 2 5 年度亙理町水道事業会計予算  
(以上 1 0 件一括議題・特別委員会委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 5 8 号 区域外における公の施設の廃止について
- 日程第 1 4 議案第 5 9 号 区域外における公の施設の移設について
- 日程第 1 5 議案第 6 0 号 工事請負契約の締結について (平成 2 4 年度 浜吉  
田地区 (復交) いちご選果場新築工事)
- 日程第 1 6 議案第 6 1 号 工事請負変更契約の締結について (平成 2 4 年度  
浜吉田いちご団地造成 (その 1) 工事)
- 日程第 1 7 議案第 6 2 号 工事請負変更契約の締結について (平成 2 4 年度  
浜吉田いちご団地造成 (その 2) 工事)
- 日程第 1 8 議案第 6 3 号 工事請負変更契約の締結について (平成 2 4 年度

開墾場いちご団地造成（その１）工事）

日程第 19 議案第 64 号 工事請負変更契約の締結について（平成 24 年度  
開墾場いちご団地造成（その 2）工事）

日程第 20 議案第 65 号 工事請負変更契約の締結について（平成 24 年度  
逢隈いちご団地造成工事）

日程第 21 議案第 66 号 工事請負変更契約の締結について（平成 24 年度  
浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建設（その  
1）工事）

日程第 22 議案第 67 号 工事請負変更契約の締結について（平成 24 年度  
浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建設（その  
2）工事）

日程第 23 議案第 68 号 工事請負変更契約の締結について（平成 24 年度  
開墾場地区（復交）いちご団地ハウス建設（その  
1）工事）

日程第 24 議案第 69 号 工事請負変更契約の締結について（平成 24 年度  
開墾場地区（復交）いちご団地ハウス建設（その  
2）工事）

日程第 25 議案第 70 号 工事請負変更契約の締結について（平成 24 年度  
逢隈地区（復交）いちご団地ハウス建設工事）

日程第 26 議案第 71 号 平成 24 年度亘理町一般会計補正予算（第 11 号）

日程第 27 議案第 1 号 亘理町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第 28 委員会の閉会中の継続調査申出について

日程第 29 委員会の閉会中の継続審査申出について

午前 10 時 00 分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

なお、10 番渡邊健一議員より、欠席の届出があります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、3番 熊田芳子議員、4番 小野一雄議員を指名いたします。

## 議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

町長提出議案についてであります。

第1、町長から、追加議案14件が提出されております。

第2、請願、陳情等についてであります。要請書1件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第3、予算審査特別委員長から、審査報告を受理しております。

第4、議員提出議案についてであります。

規則改正案1件を受理しております。

第5、各常任委員会及び議会運営委員会から、閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

第6、教育福祉常任委員長から、付託案件審査について閉会中の継続審査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第2 追加議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、追加議案の説明を申し上げます。

本日、追加議案といたしましてご提案申し上げます、ご審議いただきます案件は議案14件であります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

初めに、その概要についてご説明を申し上げます。

議案第58号 区域外における公の施設の廃止についてにつきましては、平成25年3月16日のJR常磐線浜吉田－亘理駅間の運転再開に伴い、JR亘理駅と山元町内のJR各駅等を連絡する山元町町民バスの直行バス路線を廃止し、新たにJR浜吉田駅と山元町内のJR各駅等を連絡する直行バス路線を設けるため、地方自治法第244条の3の規定により山元町から協議がなされたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第59号 区域外における公の施設の移設についてにつきましても、議案第58号と同様の理由から、既存の浜吉田駅西停留所を山元町町民バスの直行バスが待機できる場所へ移設し、通勤・通学者等の足の確保と安全性及び利便性の向上を図るため、地方自治法第244条の3の規定により山元町から協議がなされたので、同じく議会の議決を求めるものであります。

議案第60号 工事請負契約の締結について（平成24年度浜吉田地区（復交）いちご選果場新築工事）につきましては、去る2月22日に入札を執行した工事における工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第61号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度浜吉田いちご団地造成（その1）工事から、議案第65号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度逢隈いちご団地造成工事）までの5議案につきましては、土工（盛土工でございませけれども）の土量増減に伴う請負金額の変更など、変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第66号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建設（その1）工事）から、議案第70号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度逢隈地区（復交）いちご団地ハウス建設工事）までの5議案につきましては、排液処理のための浄化槽工事の追加に伴う請負金額の増額など、変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に

基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第71号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第11号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33億646万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳入それぞれ778億3,166万9,000円とし、あわせて繰越明許費の追加を行うものであります。

2款総務費におきましては、国に要望し続けてきた災害危険区域外に居住していた被災者の支援として、東日本大震災復興交付金基金の追加交付、津波被災住宅再建支援分が決定され、その限度額として39億4,000万円が県から示されたところではありますが、そのうちの8割が平成24年度に交付されることから、亘理町震災復興基金に31億5,200万円を積み立てするものであります。

8款土木費につきましては、国の補正予算で創設された「地域の元気臨時交付金」に関連する補正になりますが、防災安全事業費として通学路安全対策工事など6,563万円を増額補正するもののほか、公営住宅等ストック総合改善事業費として2億1,832万円を増額補正するものであります。

なお、これらの事業につきましては、平成25年度に繰り越した上で、事業を実施する予定であります。

6款農林水産業費及び11款災害復旧費につきましては、それぞれの事業に係る事業費の確定見込み等により減額補正するものであります。

歳入につきましては、9款地方交付税におきまして国の補正予算の関係から、普通交付税1,001万2,000円を増額補正するほか、歳出における事業費の減額に伴い、震災復興特別交付税1億983万6,000円を減額補正するものであります。

13款国庫支出金につきましては、初めに平成24年度で予定していた補助金交付申請を平成25年度に行うことになった関係から、保健体育施設災害復旧費補助金1億8,799万円を減額補正するものであります。

次に、歳出8款土木費でご説明いたしました防災安全事業費及び公営住宅等ストック総合改善事業費に係る補助金として、計1億3,624万6,000円を増額補正するもののほか、その補助金の裏負担分に充てるため「地域の元気臨時交付金」として1億374万6,000円を増額補正するものであります。

14款県支出金につきましても、歳出2款総務費でご説明申し上げました災害危

険区域外に居住していた被災者の支援に充てるため、東日本大震災復興基金交付金として31億5,200万円を増額補正するものであります。

17款繰入金につきましては、歳出における地域交流拠点施設整備事業費の確定見込み等による減額に伴い、東日本大震災復興交付金基金繰入金4,481万7,000円を減額補正するもののほか、今回の補正の財源調整のため財政調整基金繰入金2億4,532万9,000円を増額補正するものであります。

次に、繰越明許費についてであります。年度内に完了することが難しい亘理町いちご団地造成事業を初めとする20事業について、総額89億417万3,000円を平成25年度に繰り越すものであります。

以上、追加提出議案についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。説明といたします。

議長（安細隆之君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第 3 議案第 48号 平成25年度亘理町一般会計予算から

日程第12 議案第57号 平成25年度亘理町水道事業会計予算まで

（以上10件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第3、議案第48号 平成25年度亘理町一般会計予算から日程第12、議案第57号 平成25年度亘理町水道事業会計予算までの以上10件を一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 本件に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長、登壇。

〔予算審査特別委員長 熊田芳子君 登壇〕

予算審査特別委員長（熊田芳子君） それでは、委員会の報告書を申し上げます。

亘理町議会

議長 安細 隆之殿

予算審査特別委員会委員長



委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

記

1、付託事件。議案第48号 平成25年度亘理町一般会計予算、議案第49号 平成25年度亘理町国民健康保険特別会計予算、議案第50号 平成25年度亘理町奨学資金貸付特別会計予算、議案第51号 平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計予算、議案第52号 平成25年度亘理町土地取得特別会計予算、議案第53号 平成25年度亘理町介護保険特別会計予算、議案第54号 平成25年度わたり温泉鳥の海特別会計予算、議案第55号 平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算、議案第56号 平成25年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算、議案第57号 平成25年度亘理町水道事業会計予算。

2、審査の経過。第18回本町議会定例会において、当委員会に付託された平成25年度亘理町一般会計予算ほか9件の審査のため、3月8日から14日までに4日間委員会を開催しました。審査に当たっては、教育長並びに担当課長等に説明員として出席を求めています。

3月8日金曜日、議案第48号 平成25年度亘理町一般会計予算。歳入全部。歳出、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款消費税、第12款公債費、第13款予備費審査。

3月12日火曜日、議案第48号 平成25年度亘理町一般会計予算。歳出、第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第10款教育費、第11款災害復旧費審査。議案第50号 平成25年度亘理町奨学資金貸付特別会計予算審査。

3月13日水曜日、議案第49号 平成25年度亘理町国民健康保険特別会計予算審査。議案第51号 平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計予算審査。議案第52号 平成25年度亘理町土地取得特別会計予算審査。議案第53号 平成25年度亘理町介護保険特別会計予算審査。議案第54号 平成25年度わたり温泉鳥の海特別会計予算審査。議案第55号 平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算審査。

議案第56号 平成25年度亙理町工業用地等造成事業特別会計予算審査。議案第57号 平成25年度亙理町水道事業会計予算審査。

3月14日木曜日、昨日です。現地調査。

3、審査の結果。各会計予算審査の結果、各予算とも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、朗読をもって報告にかえさせていただきます。

議長（安細隆之君） 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。

議案第48号から議案第57号までの以上10件については、議長を除く16人の委員をもって4日間審議いたしましたのであります。よって、質疑は先例に従い省略し、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第48号 平成25年度亙理町一般会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号 平成25年度亙理町一般会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第48号 平成25年度亙理町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成25年度亙理町国民健康保険特別会計予算について、討論を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号 平成25年度亙理町国民健康保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第49号 平成25年度亙理町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成25年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号 平成25年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第50号 平成25年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成25年度亙理町公共下水道事業特別会計予算について、討論を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号 平成25年度亙理町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第51号 平成25年度亶理町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成25年度亶理町土地取得特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号 平成25年度亶理町土地取得特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第52号 平成25年度亶理町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成25年度亶理町介護保険特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号 平成25年度亶理町介護保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第53号 平成25年度亶理町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成25年度わたり温泉島の海特別会計予算について、討論

を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号 平成25年度わたり温泉島の海特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第54号 平成25年度わたり温泉島の海特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号 平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第55号 平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成25年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号 平成25年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第56号 平成25年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 平成25年度亘理町水道事業会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号 平成25年度亘理町水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第57号 平成25年度亘理町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る討論、採決は終了いたしました。

日程第13 議案第58号 区域外における公の施設の廃止について

日程第14 議案第59号 区域外における公の施設の移設について

（以上2件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第13、議案第58号 区域外における公の施設の廃止について及び日程第14、議案第59号 区域外における公の施設の移設についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

議案第58号及び議案第59号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第58号、59号についてご説明申し上げます。この両議案につきましては、J R常磐線が浜吉田駅まで開通に伴うことによりまして、変更になるものでございます。

それでは、区域外における公の施設の廃止について。

地方自治法第244条の3の規定に基づき、下記のとおり区域外の公の施設の廃止について協議がなされたので、これについて異議のない旨回答するものとする。

#### 記

- 1 施設の名称 山元町町民バス（亘理駅（東口）停留所）
- 2 廃止の場所 亘理町字西郷169他地内
- 3 廃止の理由 平成25年3月16日のJ R常磐線浜吉田－亘理駅間運転再開に伴い、J R亘理駅と山元町内のJ R各駅等を連絡する直行バス路線を廃止し、新たにJ R浜吉田駅と山元町内のJ R各駅等を連絡する直行バス路線を設けるため。

次に、3ページをお願いいたします。議案第59号でございます。

区域外における公の施設の移設について。

地方自治法第244条の3の規定に基づき、下記のとおり区域外の公の施設の移設について協議がなされたので、これについて異議のない旨回答するものとする。

#### 記

- 1 施設の名称 山元町町民バス（浜吉田駅西停留所）
- 2 移設の場所 移設前 亘理町吉田字流14番4  
移設後 亘理町吉田字流146番70（J Aみやぎ亘理吉田支所地内）Aコープの跡地でございます。
- 3 移設の理由 J R常磐線浜吉田－亘理駅間運転再開に伴い、J R浜吉田駅と山元町内のJ R各駅等を連絡する直行バス路線を運行するため、既存の浜吉田駅西停留所を直行バスが待機できる場所へ移設し、通勤・通学者等の足の確保と利用者の安全性及び利便性の向上を図るため。
- 4 使用条件 亘理町民の当該施設の使用については、山元町町民バスの

設置及び管理等に関する条例、規則及びその他の規程等の定めるところによる。

5 使用料 亙理町民の使用料は、山元町町民バスの設置及び管理等に関する条例の定めるところによる。（無料というふうになってございます）

6 経費の負担 施設の整備及び維持管理等に関する経費の負担については、原則として山元町が負担する。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。これより、議案ごとに質疑・討論・採決を行います。

まず、議案第58号区域外における公の施設の廃止についての件について質疑を行います。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今回の議案は、先ほど説明ありましたけれども、あしたから亙理駅ー浜吉田駅5キロメートル間が運行再開ということで提案されております。その運行再開についてお伺いしますけれども、浜吉田駅は1番線・2番線とあるわけですが、上り・下り、どういうふうになるんですか、電車そのものは。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 浜吉田駅につきましては、上り・下りとも1番線に着いて、1番線から出発するというふうになります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 同じく、今は亙理駅は1番ホームで折り返し運転しているわけなんです、階段昇り降りする必要はないんですね。あしたからどうなるんですか。今までこれで運転していますけれども、あしたから正式にどうなるんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 亙理駅につきましては、浜吉田駅方面、仙台から来る部分につきましては以前に戻りまして2番線のほう、東側のホームのほうに着くようになります。それから、仙台方面に向かう分につきましては、今まで同様に1番線と2番線といいますか、真ん中の線路までふやしたホームをそのまま活用しまして、今までどおりに出発するというふうな予定でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。



16番（鞠子幸則君） わかりました。たまたま3月13日に仙台に用事があって、帰ってきたときに、杖をついた80歳代のお年寄りが階段上り下りしているんですね。「大変だ」と。そうですね、今まで約2年間は上り下りする必要ななかったわけなんです、階段が急なんですね、上り下りもね。ですから、JRがそこら辺どういうふうに改善するかわかりませんが、改善をお願いしてということと、以前東側に階段を上らなくても何というか通路がありましたよね、あれはあしたから使えるようになるんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 東側の既存の出入口、あれは活用できるようになります。利用方法についても、従前どおりに戻るというふうなことになります。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号 区域外における公の施設の廃止についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 区域外における公の施設の廃止についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 区域外における公の施設の移設についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 例えば、JR亶理駅から電車で浜吉田駅に降りて、浜吉田駅から宮城病院に通うとしますよね。これは、山元町で決めることになるんですけども、そうしますと大体新しい時刻表を調べてみますと、亶理駅を9時14分に乗って浜吉田駅に9時19分に到着するんですね。山元町の町民バスは浜吉田駅が9時27分なんですね。約8分くらい待って、そして宮城病院には9時46分に到着するんですね。それで帰りは、1時間くらい診察するとしますよね。すると、宮城病院が10時47分

なんですね。そして、浜吉田駅のバス停が11時06分なんですね。そして、浜吉田駅からJRに乗ると11時31分なんですね。ここで25分待たなくちゃだめなんですね。そして、亶理駅に11時38分に到着するというので、25分も待たなくちゃだめなんですよ。それは山元町の問題なんですけれども、そこら辺についても話し合ったのかどうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 山元町の担当課のほうには、今後使用していく上で亶理町民の利便性等を考えて、要望する場合については今後検討していただくというふうなことでお話し合いをしております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号 区域外における公の施設の移設についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 区域外における公の施設の移設についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第15 議案第60号 工事請負契約の締結について（平成24年度 浜吉田地区（復交）いちご選果場新築工事）

議長（安細隆之君） 日程第15、議案第60号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第60号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 平成24年度 浜吉田地区（復交）いちご選果場新築工事
- 2 請 負 金 額 6億4,170万7,500円（なお、落札率につきましては81.10%  
でございました）
- 3 契約の相手方 仙台市青葉区中江2丁目23番20号  
阿部建設株式会社

右ページになります。資料でございます。

- 1 入札年月日 平成25年2月22日
- 2 入札の方法 条件付き一般競争入札（なお、この条件の主な内容でございますけれども、仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町に本店または支店を有し、建築一式工事について特定建設業の許可を受けており、総合評定値が800点以上のものというふうなものが、主な条件でございます）
- 3 業 者 名 参加業者名でございますが、  
大和ハウス工業株式会社 仙台支店  
大木建設株式会社 東北支店  
ヤンマーグリーンシステム株式会社  
株式会社斎藤工務店  
佐藤工業株式会社 東北支店  
阿部建設株式会社  
阿部春建設株式会社  
株式会社阿部工務店の計8社でございました。
- 4 入 札 回 数 1回
- 5 工 事 場 所 亘理町吉田字下新田地内
- 6 工 事 内 容 いちご選果場新築工事一式でございますが、概要につきましては建築工事、機械施設工事、電気設備工事、次のページになります、選果ライン機械工事でございます。
- 7 工 期 工期につきましては、平成25年3月16日から平成25年9月30日までとなっております、なお予算につきましては新年度

当初で計上させていただくところでございます。

次のページ以降につきましては、位置図、平面図、立面図等を添付させていただいております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今条件付き一般競争入札の条件を説明されましたけれども、亘理町内に総合評定値800点以上ですけれども、斎藤工務店さん、阿部春さん、阿部工務店、それ以外に亘理町内で建築一式、総合評定値800点以上の業者はおりますか。名前くらい出しても構わないと思うので、名前で答弁お願いします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 3社だけでございます。今回参加している3社だけでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 工期ですけれども、工期は9月30日ですね。これは、9月30日に必ず終わりますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） そのように考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） といいますのは、9月に定植して、だって11月の末あたりにはもう出荷されるんですよ。これが選果場がおくれるとまた大変なことになるんで、必ず9月30日までに終わるように業者にも指導をお願いしたい。答弁、お願いします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 議員さんがおっしゃられたとおりに、確かにいちごは早くて11月半ばに出てきますので、それに間に合うように工程などをチェックしながらやっていきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第61号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度 浜吉田地区（復交）いちご団地造成（その1）工事）

日程第17 議案第62号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度 浜吉田地区（復交）いちご団地造成（その2）工事）

日程第18 議案第63号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度 開墾場いちご団地造成（その1）工事）

日程第19 議案第64号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度 開墾場いちご団地造成（その2）工事）

日程第20 議案第65号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度 逢隈いちご団地造成工事）

（以上5件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第16、議案第61号 工事請負変更契約の締結についてから、日程第20、議案第65号 工事請負変更契約の締結についてまでの以上5件は、関連がありますので一括議題といたします。

議案第61号から議案第65号について、当局からの提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第61号から65号まで、一括説明させていただきます。

きますが、なお議案第63号から65号までの3議案につきましては、本来であれば専決処分での案件でございますが、金額等が500万円未満ということと、あと5%以内というふうなことで、専決処分対象でございますが、今回同じ場所で同じ変更契約年月日というふうなこともございまして、今回につきましては全て議案として提案させていただいております。

それから、内容についてはほぼ同じでございますので、かわる部分のみ説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、議案第61号でございます。

工事請負変更契約の締結について。

平成24年7月20日、工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。工事名、平成24年度 浜吉田いちご団地造成（その1）工事。請負金額、変更請負金額でございますが、5億4,452万6,850円で、1,109万9,550円の増額というふうになってございます。契約の相手方につきましては、田中建材輸送、八木工務店、渡辺工務店の特定建設工事共同企業体でございます。

次のページ、資料になります。12ページでございますが、工事の変更となる概要でございますが、土工（盛土工）でございます。それから道路工、水路工、この3種類につきまして変更というふうになってございます。それから、工期につきましても平成25年3月20日から終期が平成25年4月19日まで変更となったものでございます。

次のページ以降につきましては、位置図、平面図等を添付してございます。

次に、15ページをお願いいたします。議案第62号でございます。

工事請負変更契約の締結についてでございますが、こちらにつきましては工事名が平成24年度浜吉田いちご団地造成（その2）工事でございます。請負金額、変更請負金額ですが、4億8,014万2,950円で、606万600円の増というふうになっております。契約の相手方ですが、斎藤工務店、千石建設、小野工務店の特定建設工事共同企業体でございます。

次のページ、資料になります。変更に伴います工事の概要でございますが、土工（盛土工）、道路工、それから水路工、これは排水路工でございますが、こちらのほうに変更というふうになってございます。工期につきましても、25年の3月20日

から25年の5月24日までというふうなことで変更になっております。図面等につきましても、同様でございます。

次に、19ページ。議案第63号 工事請負変更契約の締結についてでございますが、工事名が平成24年度開墾場いちご団地造成（その1）工事でございます。請負金額、変更請負金額が1億9,361万7,900円で、6万5,100円の増というふうになってございます。契約の相手方につきましては、太田工務店、芦名組、宮城林産の特定建設工事共同企業体でございます。

次のページになります。資料でございますが、変更の工事の概要でございますが、土工（盛土工）、道路工、水路工（排水路工）、附帯施設工、水道管布設、これらに変更というふうになってございます。工期につきましても、平成25年3月20日から平成25年5月24日までというふうなことで変更になっております。図面等については、同様でございます。

次に、23ページでございます。議案第64号 工事請負変更契約の締結についてでございますが、工事名が平成24年度開墾場いちご団地造成（その2）工事でございます。請負金額、変更請負金額ですが4億3,335万4,950円で、355万1,100円の増額というふうになってございます。契約の相手方につきましては、阿部工務店・岩佐組特定建設工事共同企業体でございます。

次のページ、資料でございますが、変更工事の概要でございますけれども、造成面積、土工（盛土工）、道路工、水路工（排水路工）、附帯施設工、水道管布設に変更がございました。工期でございますが、工期につきましても平成25年3月20日から平成25年5月24日までの変更というふうになってございます。図面等につきましては、同様でございます。

次に、27ページになります。議案第65号 工事請負変更契約の締結についてでございますが、工事名が平成24年度逢隈いちご団地造成工事。請負金額が、変更請負金額で2億6,978万7,000円、420万5,250円の減額となっております。契約の相手方、阿部春建設・結城組特定建設工事共同企業体でございます。

次のページ、資料になります。変更の工事の概要でございますが、造成面積、土工（盛土工でございます）、道路工、水路工（排水路工）、附帯施設工、水道管布設でございますが、こちらが変更というふうになってございます。工期につきましては、変更はございません。

資料につきましては、同様に次ページ以降に添付してございます。

以上で一括の説明を終了させていただきます。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第61号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 今回の総額というのは、土地が軟弱で沈下したという部分を補うといえますか、それに盛土をプラスしたということでの工事契約変更だと思えますけれども、この場所はもともとそういうふうなことが懸念されていた場所なんですよ。それはもうわかっているにもかかわらず、今回こういうふうな増額の契約を結んで、さらに工期が1カ月も延びたと。量的には4,000立方メートルなのに1カ月も延びているんですよ。これは、単なる3月20日の工期が最初から間に合わなくて、単に今回そういうふうな意味で1カ月延ばしてしまったのかというふうにも見えますけれども、その辺を伺っても「そうですね」と言うとは思いませんけれども、そういうふうにもとれるんですね。ですから、最初から工期に無理があったんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺いかがですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず土量については、設計発注する前に地盤調査をしております。ただ、その調査の内容というのは、工区ごとに単点を、金がかかりますので多くは取っておりません。ですから、沈下量は見込んでおります。今回新たに土量を運ぶ場合、沈下板という1メートルの鉄の板を設置して、そこに盛土していくんですけれども、それをはかった実数なんです。ですから、せいぜい要するにボリューム的には二、三センチメートル下がただけの話でございます。

あと、工期につきましては、まず浜吉田（1）につきましては大型フリュームが入ります、1,600の700。これ、要するに工場製作なんでございますが、大型フリュームでございますので発注して特注品でございますので、工場のほうに発注してから日にちを要した。何でかという、やっぱりコンクリートとかそういう骨材等がないのもありますけれども、同じようにどこの市町村でも側溝等の受注が多かったということで、そのコンクリートを製作するのに時間も要しております。この浜吉田（1）につきましては、一番面積が大きい。雪降っているという観点もあること



から、今回4月19日まで変更したということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 議案第63号、64号、65号については、本来であれば専決処分の対象だというふうに言われましたけれども、ご存じのとおり専決処分というのは議会の議決事件について緊急を要するため、議会を招集する時間的な余裕がないときに首長が専決処分を行うというものであります。ですから、今議会を開催しているわけ

ですから、専決処分の対象ではないというのがまず第1点目ですね。

第2点目は、先ほど5%以内500万円という説明をされたのは、要するに地方自治法180条に基づいて、地方自治法の180条には議会の規定があれば専決処分の報告で済ませていいと、議案でなくて報告でいいということで、亘理町の場合は平成16年に、議会として指定する金額として請負契約の場合は5%以内、5%以内でも500万円以内については報告で済ますというのが流れでありまして、先ほどの説明は若干違うんでないかということです。どうですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 議員おっしゃるとおり、専決処分については2種類ございます。議会を招集するいとまがない場合、緊急を要する場合というようなことが1つです。それからもう1つが、議会のほうから「これについては専決処分してもいいよ」ということで、議会側から指定を受けた場合というふうなことでございまして、今回のこの500万円、5%以内というのは議会からの指定というふうなことで専決処分というふうなことでございます。

そういったことから、今回については本来は専決処分でも構わないんですけれども、先ほども申し上げましたとおり同じ場所で同じ工事の内容でございまして、一括でやっぱりご提案申し上げてご審議を賜りたいというようなことで、ご提案申し上げたというふうなことでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。専決処分には2つあるということで、わかりました。

それで、今後のこともありますけれども、例えば当初の設計内容について一部変更する場合において、設計変更ですから契約金額の中で増減があつて、請負金額総額そのものは変わらないという場合は、これは議会の議決事項になるんですか、ならないんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 総額で金額が超えなければ、議決案件にはならないというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 例えば、総額が変わらないと。ただし、工期が短縮したり延長にな

った場合、これは議会の議決事項に入るんですか、入らないんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 工期の変更につきましても、議決案件とはなっていないんです。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第21 議案第66号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度 浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建設（その1）工事）

日程第22 議案第67号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度 浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建設（その2）工事）

日程第23 議案第68号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度 開墾場地区（復交）いちご団地ハウス建設（その1）工事）

日程第24 議案第69号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度 開墾場地区（復交）いちご団地ハウス建設（その2）工事）

日程第25 議案第70号 工事請負変更契約の締結について（平成24年度 逢隈地区（復交）いちご団地ハウス建設工事）  
（以上5件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第21、議案第66号 工事請負変更契約の締結についてから、日程第25、議案第70号 工事請負変更契約の締結についてまでの以上5件は、関連がありますので一括議題といたします。

議案第66号から議案第70号について、当局からの提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第66号から70号まで、一括でご説明申し上げます。なお、説明の仕方については前議案と同様の形で進めさせていただきます。

初めに、議案第66号 工事請負変更契約の締結について。

平成24年8月20日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

工事名、平成24年度浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建設（その1）工事。請負金額、変更請負金額ですが28億2,177万円で、8,830万5,000円の増額となっております。契約の相手方、株式会社大仙仙台支店でございます。

次のページ、資料になります。変更の工事の概要でございますが、一番下でございます浄化槽工事、排液処理40カ所が追加になっているというのが変更の内容でございます。工期につきましても、平成25年3月29日から平成25年8月30日まで変更となっておりますところでございます。

次のページ以降には、位置図、配置図、概要図等を添付してございます。

次に、36ページをお願いいたします。36ページ、議案第67号でございますが、工事請負変更契約の締結について。工事名、平成24年度浜吉田地区（復交）いちご団地ハウス建設（その2）工事。請負金額、変更請負金額ですが17億7,933万円、5,817万円の増額となっております。契約の相手方、ヤンマーグリーンシステム株式会社でございます。

次のページ、資料になります。変更工事の概要でございますが、これも一番下でございます浄化槽工事、排液処理で22カ所追加となっているのが変更内容でございます。工期につきましても、平成25年3月29日から平成25年8月30日まで変更となっております。

次ページ以降の図面につきましては、同様でございます。

次に、41ページをお願いいたします。議案第68号 工事請負変更契約の締結について。工事名、平成24年度開墾場地区（復交）いちご団地ハウス建設（その1）工事。請負金額、変更請負金額ですが8億2,855万5,000円。2,488万5,000円の増額となっております。契約の相手方、井関農機株式会社施設事業部でございます。

次のページ、お願いいたします。資料でございますが、変更の工事の概要ござ

いますが、これも同じく浄化槽工事、排液処理分といたしまして11カ所追加になってございます。工期につきましても、平成25年3月29日から平成25年8月30日に変更になっているものでございます。

図面等については、同様でございます。

次に、46ページをお願いいたします。議案第69号 工事請負変更契約の締結について。工事名、平成24年度開墾場地区（復交）いちご団地ハウス建設（その2）工事でございます。請負金額、変更請負金額で14億7,598万5,000円、4,389万円の増額となっております。契約の相手方、三菱農機株式会社仙台施設部でございます。

次のページ、お願いいたします。資料でございます。変更の工事の概要でございますが、浄化槽工事、排液処理としまして20カ所追加になっております。工期につきましても、平成25年3月29日から平成25年8月30日に変更になっております。

図面については、同様でございます。

次に、51ページでございます。議案第70号 工事請負変更契約の締結について。工事名、平成24年度逢隈地区（復交）いちご団地ハウス建設工事。請負金額、変更請負金額ですが10億9,704万円。2,509万5,000円の増額となっております。契約の相手方、イシグロ農材株式会社。

次のページ、お願いいたします。資料でございます。変更の工事の概要でございますが、浄化槽工事、排液処理といたしまして12カ所が追加となっております。工期につきましても、同様に平成25年3月29日から平成25年8月30日に変更になっているものでございます。

図面については、同様に添付してございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第66号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 議案第66号から70号まで同じような工事の施工内容でありますけれども、まず1つお尋ねしたいのは、この排液の浄化槽工事、このタンクが同じ仕様書なのかどうか。トータルしますと、5団地について105カ所の工事があるわけですね。前回もいろいろハウスを建設するに当たってはいろいろ仕様書が違うという

ようなことがありました。ですから、まず1つは浄化槽の仕様書が同じ仕様書なのか。そしてまた、できればメーカーも教えていただきたいと。

それからもう1点は、工事ごとに工事費が違うんですね。例えばいろいろな条件があろうかと思いますが、1番高いところで例えば1カ所当たり、開墾場になりますけれども、開墾場のその2ですか、1カ所当たり263万円。あと、一番最低金額といたしますか、1カ所当たりにしますと208万円くらい、これは私の計算ですが。ですから、かなり工事費にアンバランスが出てくると。その辺の違いの理由を教えてくださいといたします。以上です。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、この浄化槽につきましてはいろいろとJA、あとは普及センター、あとは県のほうの研究機関等をいろいろと交えて検討してまいりました。この浄化槽については、3業者のほうからいろいろと提案あったんですけれども、今後のメンテナンス、あと工事費等を考えた場合に、今考えているのが三菱からの提案のばっ気方式というので考えております。

あと、大変申しわけございませんが、今回の第66号の浄化槽40カ所、確かに40カ所でございますが、その中にあるハウスの大きさによってばっ気槽が違います。ですから、大変申しわけないんですが40カ所の内訳としては22カ所と18カ所、2,100平方メートル以上のハウスについては22組、あと2,100平方メートル以下のハウスが18カ所ということで、この2,100平方メートルのハウスということは大きいものですから、タンクが2つ必要なんですよ。ですから、工事的には割高になると。その2,100平方メートル以上の分については、直行で220万円くらい。あと、2,100平方メートル以下については160万円というような単価になっております。あと経費等かかりますので、そういう単価でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） メーカーは三菱だということで、全部105カ所の工事についてはタンクの大小にかかわらず全部同じメーカーだと、こういう理解でいいですか。了解しました。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 工期が8月30日まで延びたけれども、多分この延びた理由というのはいろいろ工事あるんですけれども、その間に試運転、試験操業、そのような期間

も見て、このような工期の延長をしたのか。ただ一発で、もう全部排液流すような考えでいるのか。やっぱりその試運転の期間というのは必ず必要だと思うし、そういうときの反応等もいろいろ見てやっていく工期の期間がこの延長なのか、その辺について伺います。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） たしかに、9月上旬過ぎあたりから定植という考え方を持っていますので、8月いっぱいなんでもございですが、なるべくその前に終わらせて、まず試験してからみんなに貸し出しすると。

あと、今いちごファームのほうで運転していますので、入植者は見に来ていません。いろいろな機具等について、不具合があった場合指摘されまして、それを改善していると。端的に言うと高設ベンチの高さとか、あと夜冷庫の向き、そういうものの細かい点がかなり指摘ありましたので、直されるところは改善していきたいという考えで今後進めていっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 今回の工事変更の契約内容を聞きますと、排液処理の浄化槽の工事ということで、5カ月延びるというふうな説明ですけれども、一番心配なのは本体である鉄骨ハウスがその8月20日までの間にできてもいいですよというふうな内容では一番困るわけです。あくまでも浄化槽が8月いっぱいであって、鉄骨ハウスは3月20日、きのう現地調査で見た限りでは3月20日無理のような感じもしますが、若干延びても4月いっぱいとか、そういうふうな区切りはやはりきちんと守っていただかなければならないと思うんですね。その辺の鉄骨ハウスの建設の整備終了といたしますか、それはどこまでと位置づけて今のこの議案書を出したわけですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今のところ、確かに鉄骨ハウス等につきましては、発注した当時8月半ばに発注しておりますが、確かに3月まで終わらせるような形では努力しましたけれども、いろいろと材料等の手配、また鉄骨を発注する段階まで同じような仕様でやっております。というのは、5つのメーカーが今受注していますけれども、鉄骨については仕様は皆同じです。普通ならば、5つのメーカーがその会社独自の鉄骨でハウスを組むんでございしますが、いろいろとバラバラだと入居者に



ついて「俺、あっちのほうがいい」「いや、こっちがいい」ということで、ある程度統一した形に鉄骨ハウスも考えました。そういうことで、発注してからそういう鉄骨を統一するのにいろいろと時間がかかったというのも多々あります。ですから、鉄骨につきましては最終的には7月いっぱいくらいまでには終わらせたいというような考え方を持っています。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、7月いっぱい鉄骨ハウスの整備が終わって、それからいちご栽培に要する高設を設置した場合に、その9月定植まで間に合うんですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 私が言っているのは、鉄骨ハウスというのは一体でございますので、高設も皆ある程度できているという感覚でものを申していると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） もう1つ。その辺の工期日程に関しては、入植する組合の方たちには十分説明して、納得してもらっているわけですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） うちのほうで、月1回新聞を出しています。そういうことで、入植者に対してはいろいろと情報を提供しております。ただ、今のいつまで終わるとというのは、言って悪いけれども、7月まで終わらせるようにしますけれども、工程というのは毎月毎月出させているんです。ですから、その都度7月いっばいに終わらせるようには努力しますが、その辺が見え次第最終的には新聞等で周知していきたいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時30分といたします。休憩。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26 議案第71号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第1

議長（安細隆之君） 日程第26、議案第71号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第11号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第71号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

平成24年度亘理町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33億646万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ778億3,166万9,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

それでは歳出からご説明申し上げますので、13ページ、14ページをお開きいただきたいと思っております。

13ページの歳出でございます。まず初めに、2款1項12目基金管理費31億5,200万円の増額補正でございますが、これにつきましては県経由で交付されます東日本大震災復興基金交付金、これが亘理町の場合は39億4,000万円が限度額というふうなことで示されておりますが、今回24年度分といたしましてその8割の31億5,200万円が交付されることになったことから、基金に積み立てを行うものでございます。なお、歳入のほうでもまた後ほどご説明させていただきます。

3款1項3目老人福祉費51万8,000円の増額でございますが、これにつきましては事業費分の精算分というふうなことでございます。

6款1項13目復興事業費5,975万6,000円の減額でございますが、これは右側の説明にございますけれども、地域交流拠点施設整備事業費というようなことでございまして、中身的には農村環境改善センター、それから勤労青少年ホームにつきまして額の確定見込みが出たことから、多い分につきまして減額をしまして、残り分次年度で実施する分を繰り越すというふうな内容になってございます。

次に、8款2項7目の防災安全事業費の6,563万円の増から、次のページお願いいたします。15ページですが、5項3目の公営住宅等ストック総合改善事業費の2

億1,832万円、この2つにつきましては地域の元気臨時交付金を活用しまして実施する事業でございまして、まず説明の上のほうにございますけれども、委託料というようなことではございますが、これにつきましては道路それから橋梁等につきましては性状調査というようなことで状況調査をするための委託料というようなことで1,700万円、それから工事請負費につきましては通学路安全対策工事等というふうなことで、長瀬小学校西側の通学路の整備、それから通学路4路線の舗装工事を行うというふうなことで、合わせまして4,863万円の増額補正となっているものでございます。

次に、11款3項1目の保健体育施設災害復旧費7,025万2,000円の減額でございしますが、これは体育館災害復旧費というふうなことで、荒浜・吉田両体育館の復旧工事費の確定見込み額が出たというふうなことで、同様に多い分を減額しまして、実施する事業分を次年度へ繰り越すというふうな内容になってございます。

それでは、歳入についてご説明申し上げますので、9ページをお開き願います。

9ページの歳入でございまして、初めに、9款1項1目の地方交付税9,892万4,000円の減額でございしますが、右側の説明にありますけれども、まず1つ目が普通地方交付税というふうなことで1,001万2,000円の増額となっておりますが、これにつきましては交付税の額が確定したというふうなことで、追加交付となるものでございます。同じく震災復興特別交付税1億893万6,000円の減額につきましては、先ほど歳出でご説明申し上げました改善センター、それから体育館等の事業費が減額になったというふうなことに伴いまして、補助裏分として交付されます震災復興特別交付税も同じように減額になるというふうな内容でございまして。

次に、13款2項3目の土木費国庫補助金1億3,624万6,000円でございしますが、右側説明にございます⑬防災安全社会資本整備に対します交付金、それから⑭の公営住宅等ストック総合改善事業に対します交付金というふうなことで、先ほど歳出で申し上げました事業の補助金でございまして。

1つ飛んでいただきまして、9目の総務費国庫補助金1億374万6,000円の増額補正がございしますが、今土木費の国庫補助金で申し上げました補助金の残り分（補助残分）につきましては通常単費で行うわけではございますけれども、この単費分の8割分につきましては今回ここに記載のございます地域の元気臨時交付金というふうなことで見られるようになったものからの単費分の8割分をここに交付されるというふう

な内容でございます。

次に、1つ戻っていただきまして6目の災害復旧費国庫補助金1億8,799万円の減額でございますが、これにつきましては同じように体育施設、体育館のほうの事業費が確定したというふうなことから減額なんですけれども、これにつきましては歳入につきましては全額25年度で交付されるというふうなことから、減額分だけではなくて全額減額をします。それで、25年度で今度は逆に全額歳入分を見るというふうな内容になってございます。

14款2項1目の総務費県補助金31億5,200万円の増額でございますが、これは先ほど歳出でも申し上げましたけれども、危険区域外の居住者等の住宅再建に伴う支援というふうな分で、限度額が先ほども申し上げましたけれども39億4,000万円というようなことが示されておりますけれども、24年度分といたしましてその8割分というふうなことで、31億5,200万円が交付されるというふうな内容でございます。

次に、17款1項1目の財政調整基金繰入金2億4,532万9,000円につきましては、今回の補正に伴います不足分の調整財源というふうなことで繰り入れを行うものがございます。

次に11ページ、次のページをお願いします。10目の震災復興基金繰入金87万円につきましては、スマートインターチェンジの整備促進事業費というふうなことで、この分の事業費が確定したことに伴いまして、交付金のほうの繰入金もそれにあわせて増額になるというふうな内容でございます。

12目の東日本大震災復興交付金基金繰入金4,481万7,000円の減額でございますが、これにつきましては体育館と同じように地域交流拠点施設整備事業の分の歳出に合わせまして、歳入分も同様に減額をするというふうな内容でございます。

次に、4ページをお願いいたします。4ページでございます。「第2表 繰越明許費」の補正でございますが、これにつきましては平成24年度で事業完了が困難になった事業、一番上の亘理町スマートインターチェンジ整備促進事業から、一番下の体育館災害復旧事業までの20事業につきましては、それぞれ次年度へ繰り越すというふうな内容でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議

員。

16番（鞠子幸則君） 14ページ、2款1項震災復興基金積立金31億5,200万円、8割が24年度に来て、2割は25年度に県から交付されるというふうになっておりますけれども、この事業について亘理町でいつまで具体化するのか、答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） お答えいたします。一般質問等でもお答えいたしました。が、この東日本大震災復興基金交付金につきましては、災害危険区域外で津波浸水区域の方々の住宅の再建のために、住宅や土地の取得に係る利子補給やまたは補助、それから移転経費に対する補助、住宅の嵩上げ等に係る利子補給または補助でございます。今後、後日になりますが、県から交付金の交付要綱が示されますので、また今回が国からの支援については最後になるものではないかということ思っております。

そういった中、交付要綱をよく精査いたしまして、1日でも早い住宅の再建へ向けまして支援を講じていきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1日も早く交付したいという、それはわかりますけれども、具体的に3月末とか4月の初めとか、もし具体的に答弁できれば答弁してください。

2点目、10ページ13款2項9目地域の元気臨時交付金1億300万円、これはどういう交付金なのか説明をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まず1点目でございますけれども、県の要綱が示されるというのが1つでございますけれども、それとは別に3月中に町としての考え方を、まず企画調整会議等で方向性は決めたいというふうに考えております。最終決定はその後というふうになるかと思っておりますけれども、町としての大筋についてはそういった形で進めていきたいというふうに考えております。

それから、あと2点目の地域の元気臨時交付金なんですけれども、考え方からですかね。

16番（鞠子幸則君） 考え方ですね。仕組みは難しいから、考え方ですね。

企画財政課長（佐藤 浄君） スタートは、皆さんご存じのとおり高速道路での壁の落下事故がございました。壁というか、天井ですね。そこからスタートしまして、あと新

政権のほうで公共事業を取り入れますというふうな話から、被災地に限らず地域の活性化を図るためというのは、公共事業の1つというふうなことで、公の施設の安全点検を実施するというのが概要でございます。それを各自治体がある基準に従って、ある基準以上のものについての修繕ではなくて、あくまでも状況を調査するというふうなことでのまず1つでございます。

あとそれから、メニューが示されておりまして、メニューというかまず基本的にはその対象となるのが建設公債が対象になる事業ですよというのがまず1つございます。そのほかには、各省庁のほうからそれぞれにメニューが示されまして、その示されたメニューが補助の計算対象になるということです。非常にややこしいんですけども、この補助の計算基礎になる事業と、今度もらったお金を実際に使える事業というのはイコールではないというふうな、ややこしいつくりになっております。1つには、法定の補助がついている事業については、もらう場合の計算には入るんですけども、実際そのお金を充てるのにはだめだというふうな内容でございます。

今申し上げましたとおり、あと細かい内容については各省庁のほうから流れるというようなことなんですけれども、今のところ早めに出ているのが国土交通省のほうで先行して流れているようでございますけれども、後の分については今のところ該当するものが流れてきていないというのが現状でございます。

対象になりますのが、24年度ですぐ実施できるもの、本体のものでですね。ですから、設計とか何とかというのはだめですというようなことが1つ。あとそれから、25年度も対象になるんですけども、25年度については当初予算に計上されているものと。後から、例えばメニューを見て、補正を組んで申請というのは一切認めないというふうなことで、現時点では情報が来ております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） いずれにしても、地域の元気臨時交付金1億300万円くらいですね。これは国からくるわけなんで、今まで想定していなかったと思うんですよ。そういう意味では、1億300万円来ますので、それを公営住宅とか通学路の点検に使うのはいいんですけども、それは恐らく通学路の点検とか公営住宅の改修は予定していたと思うんですよ。ですから、町民の福祉の向上の別な事業に余分になった分を使う必要があるんですよ。それについて答弁をお願いしたいということと。



あともう1つ、4ページの繰越明許費なんですけれども、全体で89億円なんですよ、繰越額が。そのうち、約8割の71億円が亘理町いちご団地造成事業なんです。それでお伺いしますけれども、浜吉田（その1）、浜吉田（その2）、開墾場（その1）、開墾場（その2）、逢隈、そして造成ハウス、それぞれ金額わかりますか、繰越金額ですね。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 1点目ですけれども、実際充てる分についてはいろいろな形で検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 確かに、先ほどの変更契約に基づいて、当該年度で支出する分を除いた金額を今回繰り越すということをごさいますして、明細についてはちょっと今のところ持ち合わせていないんですけれども、このいちご団地造成について71億7,531万6,000円と、ただこの事業の中に当初もらったお金が122人でもらっていますので、今回99人だけの入居でございますので、決算時期に11億円くらい残が残るのかなというような感じでございます。

あといちごファームについては、ここに明記したような予算でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 東日本復興交付金ですけれども、町長の説明には限度額は39億4,000万円というのが県から示されたと書いてあります。その80%を歳入として計上したんですね。示された額が39億円で、計上が80%の31億円ですか、約8億円の差があるんですけれども、この8億円をもらう工夫、示された額39億円を全部もらう工夫をしないと、亘理町の被災した方々にその分が行かないということで、やっぱりこのもらう工夫、交付を受ける工夫をしないと思うんですね。39億円示されているんだから、その交付を受ける工夫をする。

ただ、この交付金については各事業に転用というか充当できないと思うんで、個人に対しての支援金というような形になって交付されるので、やっぱりそういうふうに考えるとマックスの39億円を交付されるように、皆さんのほうの財政、いろいろ事業の中で組んで、ぜひ満額亘理町のほうに交付されるように、皆さんに努力していただきたいと思えます。予算の31億円だけではだめです。それをひとつ頭に入

れてやっていただきたいということ、それに対して。

町長（齋藤邦男君） 私から答弁いたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今回の39億4,000万円についての8割交付ということで、31億円予算措置をしていましたけれども、やはりこれらの支援を早くやりたいということで、先日県知事のほうにも要望いたしたところがございます。これについては、知事のほうでもこの要綱そのものについてはなかなか厳しい内容になっておるということ。ということで、要綱そのものについてもできるだけ早く提出してもらわないと、町としての考え方がまとまらないということ、この前携帯電話でお願いしたところでは。

恐らく来週中にはその39億4,000万円、各市町村の交付された額については発表になるようなニュアンスも知事から聞いておりますので、期待して待っていただきたいと思っています。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 情報によると、区域外の方々はマックスで250万円もらえるなんて、頭の中にもう入っている人もいるので、そういう情報は情報としてやっぱり最大限のマックスの分を交付していただいて、それなりの還元をする、そういう亘理町の姿勢、情報を被災者の方々にいち早くお知らせするというような方向で、皆さんに検討していただきたいと思います。そんな、半年過ぎてから申請なんていう形じゃなくて、大体上半期4月・5月中には被災者の方々が交付申請できるような、そういう情報を流していただきたいなと思いますけれども、その辺のスケジュールについてお願いします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まず、町長が知事のほうにいろいろ話したというのはそのとおりでございます、あと正確でなくても現在の計画でとりあえず申請をしてほしいというふうなことがありましたので、39億4,000万円、これが全額クリアできるような形で申請のほうについては済みでございます。詳細については、先ほど言いましたように今後詰めていきますけれども、繰り返しになりますけれども今年度中にはこういった形で配分すれば有効に使えるのかというようなことで、我々もなるだけ残したくないというふうなこともございますので、全額使いたいというのがあ

りますので、その点で検討していきたいというふうに考えております。

あとお願いなんですけれども、先ほど鈴木議員さんがおっしゃったとおり、「生活再建資金と同じように、被災した人は無条件で全員250万円もらえる」というふうに思っている方がいらっしゃるようなので、そうではないんだということを、ぜひお一人に言っていただければそこからまたつながっていくと思いますので、何とか議員さんからもそうではなくて家屋の再建、それも互理町に再建をする場合、限度額として最高でそこまで考えられるんだというようなことを、ぜひお知らせをしていただければというふうに思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 16ページの15節なんですけれども、工事請負費、外壁改修工事と屋上防水工事、これの分けた金額がわかりましたら教えていただきたいことと、それからもし平米数がわかりましたら教えていただきたい。トータル平米数でよろしいです。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、16ページのほうの公営住宅の工事請負費2億1,832万円の内訳ということでございます。外壁工事、これが2億30万円と、そしてまた屋上防水工事1,802万円というようなことでございまして、平米数までは把握はしていませんけれども、場所のことでお答え申し上げます。場所につきましては袖ヶ沢住宅の2号棟から4号棟まで、そしてまた下茨田住宅の1号棟・2号棟、これ全て外壁と防水工事でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） ちょっと確認なんですけれども、これは物価本を通して積算されたと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） そのとおりでございます。

9番（鈴木邦昭君） 了解です。

議長（安細隆之君） 4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 予算議会の最終日ということで、いろいろお金がいっぱい使えるのに、何でできないのかという素朴な疑問を持ったものですから、お尋ねします。

まず、地域の元気臨時交付金1億何がしが来ていますけれども、予算化していま

すけれども、いろいろ説明を受けますとこれは笹子トンネルの崩落事故から端を發した公共施設に対するいろいろな安全点検、これかなと思います。それは理解できるんですが、今回の3月議会でいろいろ一般質問なり総括質問でも私道路の整備についてというような意見、質問があったなというふう記憶しておりますけれども、この私道の整備にこういったものをなぜ使えないのかと。私は、ぜひこういった交付金を利用して使えないのかと、本当に疑問を持っているんですよ。

質問の中で、担当課長はいろいろな私道の条件整備をしていくんだというような検討事項みたいなことを答弁されましたけれども、1つこういったお金をぜひ、大した金じゃないですね。300万円、500万円くらい金だと思います、補助金は。ぜひその辺を実施するような方向での回答をお願いします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まずもって、当然全部やれるのであれば、恐らく担当課長も全部やると思います。例えば私道につきましても、場所によっては何百メートルも1軒で使っている私道もございます、場所によってはですね。当然ながら、そこもやるのかとかいろいろ出てくるわけですね、入口がすごい広いところがありますから、長いところがありますから。そういったことで、どうしてもやる場合についてはさっきも言いましたけれども、全部やればそれにこしたことはないんですよけれども、なかなか難しい部分がありますので、ふやすにつきましてもある程度条件を絞って、どのくらいになるんだろうというふうなことから事業化していくというのが通常のやり方ということですね。今言ったように、「一件一件全部やるんですか」という話まで広がってくるものですから、そういうこともご理解いただきたいというふうに思います。

ただ、なるだけ町民の利便性を図るというようなことで、担当課のほうでも条件緩和等を含めて検討していくというようなことで、ご理解をいただければというふうに思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 私は、たしか私も一般質問したことがあると記憶しているんですが、要は今回も被災している箇所が、私は町内全部やれなんて言っているんじゃないんですよ。そういう現に人が住んでいて、なかなか私道のために整備されないで、みんな苦勞している人がいる。そういったところに、そういった部分でも一つ

ずつ直して修繕していくような施策はできないのかと、本当に疑問を持ってしようがないんですけれども。「全部やれ」という話ではありません。一つ一つ地域住民の意見を聞いて、ぜひともこういったお金があるのに「いや、困っているんだ」と、何か知らない人が聞いたら本当に私も不満でしょうがありません。「全部やれ」とは言っていません。ぜひ条件整備をして、優先順位をつけて、ひとつやる方向で検討していただきたいと思いますが、その辺お願いします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 繰り返しになるんですけれども、あと今回の元気交付金については先ほども言いましたように、対象メニューが決まっているというようなことと、あとすぐにでもできるような準備ができていないとだめだというふうなことも申し上げたんですけれども、そういったような条件もついているというふうなことでございます。

あと、この安全点検といいますか性状調査についても、調査についてのお金はついているんですね、さっき言った橋梁とか道路についての。で、直さなくちゃいけない部分で国のほうでその分を予算化するのかというと、それについてはまだ未定なんです。そういうふうな状況もございまして、余裕を持ってお金が来たわけではないというふうなこともご理解いただきたいと思います。

あと、それから今回のこの町営住宅につきましては、そもそももうやろうというふうなことで、それで本当は1回でやりたかったんですけれども、これは財政上の問題で年次計画でやっていこうというふうに計画していたところに、ちょうどこういったものが出たものですから、では前倒しで補助金も利用しながら現行金も利用しながらやろうというふうなことになったというふうなことでございますので、あと先ほどの分につきましては、私道につきましても今までだめだったものを何とか救うような形で担当課のほうでも検討していきたいというふうなことでございますので、とにかくやらないということではなくて、どこまでやれるのというふうなことで検討していくというふうなことです。そういったことでご理解いただければというふうに思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） ぜひ、その方向でお願いしたいと意見を申し上げておきます。

議長（安細隆之君） そのほかに質疑はありませんか。6番安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 16ページが一番上の委託料です。1,700万円ここに予算計上されております。状況の調査ということで説明を伺ったんですけども、この事業はいつごろ、どれくらいの量のを、いつぐらいまで調査をして、その調査結果を公表するかどうか。そこら辺のことについて説明をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） お答え申し上げます。今回の1,700万円、内容は3つでございます。

まず1つは、路面の性状調査。今現在舗装が傷んでいる、どの辺なんだ、どの程度だと、こういう調査がございます。この調査については、調査の方法は車にカメラを2台つけまして、そして車を走行しながら路面を写真に撮って調査すると、このようなことなんです。これはMMSという調査ですけども、これが1つ。あと2つ目は道路の照明灯、街路灯ですけども、町内には300基ございます。その300基と、あと案内標識、これが10基ございます。その点検をします。そしてまた3つ目が、先ほどから話があります橋、町内には全部で469カ所ございます。そのうち、今回対象となるものは10メートル以上の橋、46カ所ございます。

この3つのそれぞれ調査をします。それで、どの程度該当になるものがあるか、きょうは3月15日ですので繰り越し、こちらのほうの前のほうに入っていますけれども繰り越しをして、それから調査をしてみなければどこかわからない、このようなことでございますので、その辺についてあと周知というようなことでございます。

まず、当然舗装になれば、地域住民の方には周知をしなければなりません。あとまた橋の関係も、これは橋梁の長寿命化計画というのをつくる予定でございます。その前の段階のこれは調査です。何しろ橋は何千万円という経費がかかるわけでございますので、早急にしなければならぬのがどの橋なんだか、この辺の優先順位をつけまして、そして計画でもってそれをしたいと思っています。この橋についても工事に入る前には当然周知と、このようなことでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） この調査なんですけれども、大体いつごろまで調査を終わらせる予定なのかを伺います。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 調査の予定は、新年度へ当然繰り越しますけれども、その調査の内容によってさまざまございまして、新年度に繰り越すんですからなるべく早めに着工して終了したいと、このように考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第71号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第11号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第11号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第27 議発第 1号 亶理町議会会議規則の一部を改正する規則

議長（安細隆之君） 日程第27、議発第 1号 亶理町議会会議規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。鞠子幸則議員登壇。

16番（鞠子幸則君） 読み上げて、提案いたします。

議発第1号。

平成25年3月15日、亶理町議会議長安細隆之殿。

提出者亶理町議会議員鞠子幸則、賛成者亶理町議会議員高野孝一、熊田芳子、小野一雄、鈴木高行、佐藤アヤ。

議会運営委員会として提案するものであります。

亶理町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び亶理町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

提案理由であります。地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が、平成25年2月6日に公布され、同年3月1日から施行されることに伴う改正であります。

今回の改正は、政令の公布および施行に基づいて地方自治法の引用条文を変更するための改正であります。

次のページをごらんください。亶理町議会会議規則の一部を改正する規則であります。

亶理町議会会議規則の一部を次のとおり改正します。

第72条は、所管事務等の調査を規定しております。第1項が常任委員会の所管事務の規定であります。第2項が議会運営委員会の所管事務等の調査であります。その第2項中、「地方自治法第109条の2の第4項」を「第109条の第3項」に改めるものであります。

附則、この規則は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（安細隆之君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議発第 1号 亶理町議会会議規則の一部を改正する規則の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議発第 1号 亶理町議会会議規則の一部を改正する規則の件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（安細隆之君） 日程第28、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題とい



たします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありません。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

#### 日程第29 委員会の閉会中の継続審査申出について

議長（安細隆之君） 日程第29、委員会の閉会中の継続審査申出についての件を議題といたします。

教育福祉常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。教育福祉常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、教育福祉常任委員長から申し出のとおり、委員会において審査中の事件について閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成25年3月第18回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 0時10分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 熊 田 芳 子

署 名 議 員 小 野 一 雄